

日本における家族信託と カナダ BC 州の代理権委任法の比較研究

坂 本 勉

〔抄 録〕

旧信託法（大正 11 年法律第 62 号）が 2006（平成 18）年に改正され（平成 18 年法律第 108 号）その運用上にも現代的な課題を含ませながら実務が開始されている。2000（平成 12）年民法の一部改正による成年後見制度の開始とともに並行して高齢化社会に対応すべき法制が整備されてきた。

その信託法のなかで、「家族信託（民事信託）」というスキームが導入されることにより、成年後見制度の利用と並行して活用される方が増加することが予想される。

信託に関しては、商事信託と民事信託に分けられ従来の信託銀行などが行う信託業とは異なり、家族か第三者などに財産などを託す方法である。

一方、カナダでは実務的に代理権委任法（power of attorney）が導入されており、その運用上の特徴なども可能な限り比較した。いずれも、高齢期に遭遇する財産管理能力や契約能力の限界時点を想定して導入されたものであり、その運用には課題も残されている。

本稿では、両者の法律上の概要に触れ、その比較と残された課題について検証することを目的としている。

キーワード：信託法，家族信託，代理権委任法（power of attorney），成年後見制度，
地域金融機関

1. 家族信託の概要

信託について、まず概要を整理しておきたい。信託とはその名の通り「信じて」「託す」ことを意味しており、契約能力が残されている間に第三者に帰属財産を託す方法である。

しかし、大正時代に制定された旧信託法は商事信託を中心に運用がされてきたため、高齢社会に突入した現代社会に応用的に運用する必要に迫られ、近年その法改正が実施された。しかし、法改正後の実際の運用に関しては、その実績や整理すべき課題も多く、その取扱いに関しては広く一般に普及してきたとは言い難い。これまで成年後見制度の運用に関してはその利用者数は年々増加傾向にあるが、母集団である高齢者層の増加とともにそのニーズが拡大されてきたと考えられる。しかし、一方ですべての権限を後見人に託す方法から、残された家族への資産活用なども視野に入れた「信託」の利用者も徐々に増えてきた。

成年後見制度では、財産管理と身上監護が同時に義務付けられているが、信託には身上監護義務がない。一方で、成年後見制度は被後見人に焦点をあて、その被後見人のみに帰属財産を管理するという硬直的な一面もある。そのため、残された家族のための資産活用などに限界を生じさせてきた。

それらの課題から「家族信託」という概念が登場し、そのスキームも検討され活用事例も多数存在している。特に、高齢で認知症などのリスクに備え事前に信託する第三者にその資産を託す方法を「福祉信託」とも呼ばれている。

以下図1では「信託」の概念図を紹介している。

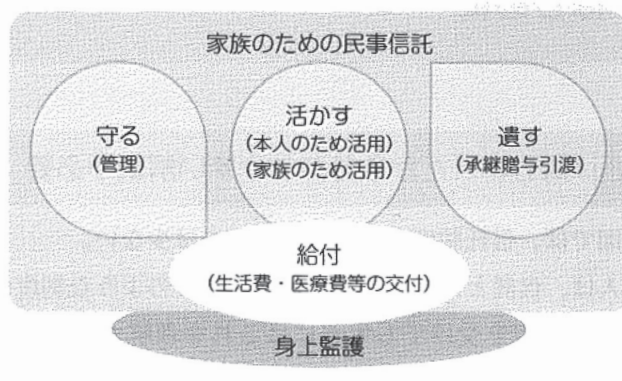


図1 家族信託の実務的機能

出所：遠藤英嗣「全訂新しい家族信託」日本加除出版株式会社，2021，p.4

信託の特徴として本人及び家族のための運用ができるという点である。ただし、身上監護は厳密にはその信託の義務には入っていないが、実質的に家族信託の場合その家族が「受益者」のために行動することを鑑みると成年後見制度とは別の選択肢を提示していることとなる。

また、信託の利益を受ける受益者に対して忠実かつ誠実に事務処理する義務（信託義務）を負う信託関係が前提となっている。

成年後見制度は、精神的な障害により判断能力が不十分になった人に対して、家庭裁判所に審判の申し立てをすることによってはじめて後見人が着任する。近年では、親族後見人よりも専門職後見人が着任するケースが増えており、法律事務に不慣れな家族を後見人として選任しない傾向がある。このことは、これまでの成年後見制度開始から不適切な取り扱い事例が親族後見人に集中しており、家庭裁判所でもその実情から専門職後見人を選任する傾向にある。

一方、家族信託に関しては契約能力を有する段階から信託契約を結ぶことにより、信頼できる第三者に託すことができるという点で、後見制度とは異なっている。

また、先祖代々受け継がれてきた不動産等の「家産」や、事業（株式会社など）を「事業のための財産」として承継できる機能⁽¹⁾も有しており、近年では地域金融機関と民事信託の関連性などについても取り組み事例が報告されており、次章で触れていきたい。

2. 信託と地域金融機関の接点

金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（平成28年6月）によると、リレーションバンキングを展開するとの方針が示された。

このことは、民事信託の地域金融機関への接点を模索するものであり、長年の顧客との取引の中で培ってきた関係性や、事業の継続性などを視野に入れた民事信託の応用を目指したものと見える。

渋谷（2018）によると、「地域金融機関による民事信託案件に対する取り組みの例として、①「信託口」口座の開設と運用 ②民事信託案件に対する融資 ③民事信託のコンサルティング ④民事信託期間中のサポート ⑤民事信託を利用した金融商品開発 ⑥窓口での相談業務 ⑦窓口でのトラブル予防策 ⑧後見制度支援信託への対応策 ⑨取引先中小企業の事業継承 ⑩債権保全・担保維持での活用」⁽²⁾などがその活用事例として想定されている。

これらの業務は従来、信託銀行にしかできない業務であったが、信託法の改正によって「民事信託」「家族信託」「福祉信託」など通称として使用されているが、その門戸が開かれた結果である。特に、なんらかの事業を展開している顧客が高齢化し、それとともに認知症などのリスクに遭遇すると、事業継承や取引、融資などの問題と直面する。極端には高齢者の資産凍結などが考えられ、民事信託の活用が推奨されるようになった。

渋谷（2018）によると、地域金融機関が持ちうるポテンシャルについて次のようにまとめている。「(1) インフラ提供サービス (2) 与信サービス (3) コンサルティングサービス (4) 金融商品の開発 (5) 取引関係の承継と債権保全」⁽³⁾といった内容である。これらは、現行の金融機関としてのサービスや事務能力、法理的対応、与信業務などを駆使し、高齢で次世代に

現在の事業などを継承させるための一つの方法を示している。もっとも、本人の死亡とともに相続によって事業を継承する場合もあるが、認知症や死亡といったリスクに事前に対応できるための「民事信託」の可能性については参考にすべき部分がある。

また、認知症のリスクを抱える高齢者の財産管理のための金融商品の開発が待たれるところであるが、信託を活用した方法も一つの選択肢であると考えられる。もっとも、成年後見制度の利用によって本人の保護を実務としても行使できるようになるが、流動性預金のみでしかも、施設などの利用料金、入所の契約などの問題が出た場合は後見人が選任されることによって問題解決されるが、事業などを行っていた場合の継続性に関しては事業関連融資など実現しえない課題であるといえる。

遠藤（2021）は、成年後見制度について「本人の意思を最大限尊重し、本人の生活や福祉の中で本人が最善の利益（ベスト・インタレスト）を享受するために必要な支援と手配をするという理念」⁽⁴⁾があるとしながらも、つぎのように制度の課題も指摘している。遠藤（2021）「本人の財産は、本人のためにしか使えず、本人を長年にわたり誠心誠意支援してきた家族（配偶者や子）のために、これを利用することができない」⁽⁵⁾と指摘しており、成年後見の審判によって第三者後見人が選任されてしまうと、このような事象が生じてします。また、家族が後見人に選任された場合も、家族のために支出した経費に関しては不適切な支出として家庭裁判所から指摘を受けることにもつながり、この制度間の格差を埋めるための社会システムの登場が待たれているといえる。その意味で、信託という方法が成年後見制度を補完または代替する可能性や余地を、どの程度有しているのかも判断しなければならない。

3. 福祉型信託の分析

家族信託の中でも最も重要な「高齢者や障害者を支援する信託」として、福祉型信託は信託の中でも重要なポイントであり、その可能性について検討していかなければならない。遠藤（2021）は「福祉型の家族信託は、成年後見制度の限界を補充するものであり、また、成年後見制度と併用することにより、受託者と成年後見人が財産管理と身上監護との役割分担をし、しかも相互監視が実現できる制度」⁽⁶⁾と説明している。

ここで、改めて信託について整理しておきたい。信託とは信託設定者（委託者）が信託契約や遺言などによって信頼できる人（受託者）に対して、土地や金銭などの財産を託し、受託者において委託者が設定した信託の目的に従って信託の利益を受ける者（受益者）のためにその財産の管理・処分などをする制度である。また、用語として信託を設定する法律行為は、「信託行為」および、信託行為には「信託契約」「遺言信託」「自己信託」の三行為があげられる。

また、信託には商事信託と民事信託に分けられているが、前者は信託業を生業とする業態を指し示すが、後者は身近な人との関係の中で執り行われるものであり、以下にその解説図を示

しておく。

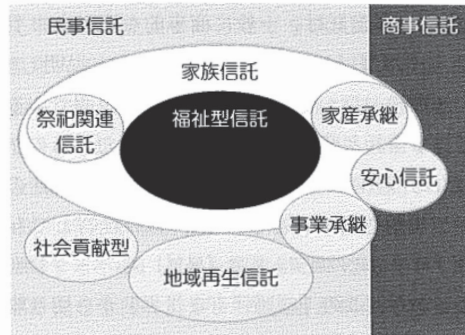


図 2. 商事信託と民事信託の関係図

出所：遠藤英嗣「全訂新しい家族信託」日本加除出版株式会社，2021。P.30

福祉型信託や家族信託という規定や用語は法的な定めはないが、考え方として高齢者や障害者及び親族の生活保障を進めるための、民事信託の中でももっとも中核をなすものであり、その運用が待たれている。一方で、受託者が生活費や遊興費の一部として使用する場合、慎重に取り扱わなければならない。成年後見制度では、後見人に定期的に家庭裁判所への報告義務があり、その都度適切な運用がなされているかなどの監督があるが、信託財産の流用に関しては、一部を除きそのような監督義務がない。そのため、不適切な取り扱いをしているかどうかを確認する方法がない。しかし、多くは信頼できる第三者（家族を含む）を受託者として選任することを鑑みれば、万全とは言えないながらもその信頼関係を前提としていることを強調しておきたい。制度の考え方からすれば、受益者の第一義的な生活の持続性や利益の提供⁽⁷⁾などを鑑みると、税法上のデメリットを勘案することなく浪費することが問題となる。その意味で、地域金融機関などのコンサルティングが可能な機関が間に介在することによる流用を防ぐ可能性はある。

渋谷（2019）「東京地判平 30.9.12 では、遺留分の潜脱を意図した家族信託の一部を公序良俗違反として無効とすることで、奔放な組成業務誘致競争に警鐘をならした。」⁽⁸⁾という判例があり、社会的妥当性を逸脱した場合にはその違法性が問われることとなり、親族といえども強い違法意識をもたなければならない。また、この判例は安易な家族信託を否定したものでありこれらの扱いに関してはその運用上の相談役が必要不可欠となる場合が多数あるといえる。

その意味で、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「中小指針」という）⁽⁹⁾では、次のように公表されている。

「①中小・地域金融機関の業務については、

営業地域が限定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開を行っている。

中小企業又は個人を主要な融資対象としている。

等の基本的特性を有しており、リレーションシップバンキング、すなわち、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデルを展開している。

②本来、このようなビジネスモデルは、中小企業や地域経済の実態に根差した情報が活用されることで、地域の中小企業への金融の円滑、貸し手・借り手双方の健全性の確保が図られるものであり、これにより、中小企業の再生と地域経済の活性化に果たす役割は大きいと考えられる。

③一方、中小・地域金融機関は、地方経済を取り巻く厳しい環境の下、中小企業や地域経済から期待される役割を果たすため、取引先や地域への過大なコミットメントコストを負担することにより、かえって収益力や健全性の低下といった状況を招いている場合がある。このように、中小・地域金融機関の実態は、リレーションシップバンキング本来のあり方から乖離している面があり、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、地域の金融ニーズへの一層適切な対応や、持続可能性（サステナビリティ）の確保を図る必要があると考えられる。

④さらに、リレーションシップバンキングが有効に機能するためには、

中小・地域金融機関、とりわけ非上場行や協同組織金融機関は、市場による経営チェックが行われにくいいため、相対的にガバナンスが弱いのではないか等の指摘があること。

中小・地域金融機関の経営の健全性が損なわれた過去の事例をみると、「創業者一族による長期経営」、「経営トップによる過度なワンマン経営」、「特定大口先の融資拡大」等の弊害が明らかとなっていること。等を踏まえると、中小・地域金融機関自らの取組みに加え、経営に対する外部からの規律付けを十分に図っていく必要があり、情報開示等による規律付けとともに、当局による規律付けの必要性も大きいと考えられる。

⑤以上の点を踏まえれば、これまでの早期是正措置や早期警戒制度が視野に入れている領域にとどまらず、コーポレートガバナンスや経営（マネジメント）の質、地域社会や取引先企業へのコミットメント（地域貢献）が収益力や財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を構築する方向で検討することが必要であると考えられる。）⁽¹⁰⁾

このように、リレーションシップバンキング機能や持続可能性（サステナビリティ）の確保が強く求められている地域金融機関に関して、民事信託（家族信託）のコンサルティングを含めた業務も重要な地域貢献につながる可能性があることを示唆している。

4. 地域金融機関と家族信託・成年後見

ここで、その先駆的取り組みとして、さわやか信用金庫・芝信用金庫・湘南信用金庫・城南信用金庫・目黒信用金庫5つの信用金庫が協議し、品川区社会福祉協議会の協力のもと、2015(平成27)年1月21日に金融機関が取り組む成年後見事業法人として、「一般社団法人しんきん成年後見サポート」⁽¹¹⁾が設立された。

この組織は、東京都内の信用金庫の顧客およびその関係者に対して、成年後見制度の利用支援や任意後見支援、遺言信託支援、家族信託契約書作成支援などの業務を行っており、2021(令和3)年12月現在の受任・契約状況では、法定後見受任38件(成年後見28件、保佐6件、補助4件)、任意後見契約89件、遺言執行者指定295件、家族信託契約書作成支援310件の実績を持っている。そのほか、静岡県を土台として活動している沼津信用金庫が、平成29年5月1日「しんきん成年後見サポート沼津」⁽¹²⁾を設立した。受任件数は数十件程度であるがその利用者は年々増加傾向にある。

またこれらの組織は、「地域後見」を目指し、社会貢献事業として、成年後見制度の普及および充実に努めること等を通じて、高齢者や障害者が安心して暮らせる地域の福祉に寄与することを目的としている。また、地域金融機関だからこそできる成年後見、家族信託など老後への備えやその対応方法などについて活動を展開している。

主な取り扱い業務として、家族信託、任意後見制度、法定後見制度、死後事務委任、遺言公正証書、困りごと・トラブルの解決(弁護士や税理士等の専門家を紹介)などを取り扱っている。これらのサポートには、家族信託および成年後見に関する法律専門家などの関りもあり、特に家族信託・遺言執行者指定の利用者数が増加していることが特徴してあげられる。

しかし、これらの活動は地域金融機関の関東方面および東海地方の一部の機関にしか広がっていないことを鑑みると、今後の全国的な動きとともに総合的なサービスの拡充や専門家の確保などの問題からもその動向が注視される。

このように、地域金融機関としての長年の顧客などからのライフステージの変化に対応すべき確実にその選択肢を広がっている様子もうかがえる。特に、これらの活動には上記信用金庫のOBやOGなどが関り、顧客などの将来への不安などにこたえるための選択肢を提示していると同時に、現行法では認知症や知的障害などの方には成年後見制度ありきの段階から、いくつかの選択肢を専門家および金融のプロとしてのフォローをしていただきながら対応できることに特徴があるといえる。今後の活動に期待したい。

5. カナダBC州の代理権委任法について

これまで、わが国における成年後見、家族信託、金融機関からのフォローなどを見てきたが、

カナダブリティッシュコロンビア州（以下 BC 州とする）では代理権委任法（POWER OF ATTORNEY ACT）という法律が制定している。

これまで、家族信託を中心にわが国の状況を追ってきたが、カナダでは成人した者が第三者（親族、株式会社など）に契約能力がある段階で、その権限の全てを委譲するという法規定がある。このことは、家族信託と類似する部分があるが、同法を活用した会社組織もある点がわが国と異なる点である。

全 42 条の法律の条文になっており、法律第 10 条では、「成人が指定できる代理人は、成人の利益に沿う決定を行うもの。成人のために財産管理を行うもの」⁽¹³⁾とされており、わが国の信託に近いものといえる。また、委任状を成立させるためには法律第 16 条に「2 人の証人の面前で実施し、承認は、成人の面前で実施する」また、「証人が弁護士あるいは BC 州の公正人協会の正会員ならば 1 人だけでよい」とされており、いずれも事理弁識能力が十分に有している状態であることが条件となる。つづいて、法律第 18 条には代理人の要件として、一人以上の代理人として「(a) 個人またはその他 (1) ケアサービスやヘルスサービスを提供する者 (2) 居住型の施設職員 (b) 後見人 (c) 金融機関法に基づき、信託業務を行う金融機関」とされている。わが国では介護保険制度の導入により、施設サービス提供者とサービス利用者は利益相反の関係になるために、原則代理人などの代理業務はできない。法律第 19 条では代理人の責務として、「誠実で善意で行う。合理的で思慮深く注意深く、勤勉であり技術向上をめざすこと。」などとされており、善意の管理者としての倫理観を有することが前提となっている。また、代理人の責任範囲として「成人のパーソナルケアやヘルスケアニーズを満たすために資産管理をする。合理的に本人の「自立支援」と「意思決定」を尊重すること」と明記されている。また、同条の (3) には「代理人の義務を遵守する必要がある場合を除き、成人の遺言に基づく不動産の処分をしてはいけない」また、「代理人は成人の財産と、自分の財産を分けて管理しなければならない」という内容となっている。

これらを勘案するならば、わが国における「家族信託」にみられるような、リレーションシップとしての特徴を有する信託と比較すると、成年後見制度に近い取り扱いであると考えられる。また、法律第 20 条では代理人の権限が明示されており、「持続的代理権委任状が許可する場合、代理人は贈与や借入れ、慈善団体への寄付を行ってもよい」とされており、本人に真に必要な借入れや、本人が親交を深めた慈善団体への寄付行為も柔軟に認めている。特に、慈善団体などへの寄付は従前成人が行っていた合理的範囲内での寄付であり、その生活が成り立たないレベルの寄付行為まで許可するものではないことを付け加えている。

さらに、同条に「(1) a: 成人のパーソナルケア、ヘルスケアニーズを満たすため、または他の法的義務を果たすために十分な財産を残す努力をする」とされており、わが国の成年後見制度と同一の内容として理解できる。「(4) 代理人は、成人への支援をするすべてのサービスを維持・継続」するよう努力すること。代理人の意思以外の判断については、「(a) 裁判所が変

更許可した場合」あるいは「(b) その指示が出された場合、新しい受益者を指定する。(7) 管理人は、成人の意向に反して受け渡しをしてはならない。もし弁護士や公証人に遺言を含む指示の流出を禁じている場合はこれを指示してはならない。」としている。多くの場合、代理権委任状を作成後に遺言書を作成してはならないし、不適切な取り扱いとして無効となされる。このことは、法第21条に明記されており「代理人は、成人の遺言を改変したり、誤った意思表示をした場合何ら効力をもたない」とされている。

代理人の報酬および経費について、法律第24条には「(1) 持続的代理権委任状に明記しない限り、代理人は請求できない。(2) 代理人は、必要適正な経費を、成人の財産から補われることがある。」としており、基本的に報酬を取得する場合はその報酬を委任状に明記しておかなければならないし、その必要経費も明記することによって賄われると解釈できる。

続いて、代理人の権力が停職になるか終了する場合は、法律第29条に明記されており「(a) 持続的代理権委任状が終了する場合。(b) 代理人の代理行為が取り消された場合。(c) 代理人が第25条に基づいて辞任した場合。」その他、「(1) 成人の配偶者および婚姻関係に準じる関係性が終了した場合。(2) 行為無能力者になるかあるいは死亡した場合。(3) 破産した場合。その他成人へ犯罪行為によって有罪判決が確定した場合。」などとなっている。ここで、「婚姻関係に準じる関係性が終了」とあるが、「家族法第3条(4)に規定する別居することによって終結する。」となっており、別居を重要な意味づけを行っている。

持続的代理権委任状が保留されるか終了する場合については、法律第30条に明記されており、「(1) 持続的代理権委任契約後に、成人が無能力になった場合も代理権限は維持される。」とあり、事理弁識能力が喪失された場合も、代理人による代理行為は有効とされており、長期間の継続性のなかで、成人が認知症などの疾患でその意思表示が不十分になっても、代理人による代理権委任は終結しない。その意味で、代理人は長期にわたりその責務を全うしなければならない。こうしてみると、基本的な報酬や経費などは捻出できても長期間成人に対しての支援を継続していかなければならないし、代理人が身体的、精神的にその責務を全うできない状況も考えられる。BC州では、信託銀行などへ代理権委任状を作成することも可能であるが、ケアサービスやヘルスケアサービスなどの身上監護の部分に関しては、どの程度対応していただけのものか、さらなる調査が必要である。また、上記の条文では、あくまで親族(夫・妻・子どもなど)などを想定し、報酬を請求するまでもなく代理行為を行いうることを想定した法律の考えがあるのではないかと推察できる。あわせて、持続的代理権委任状が終了する場合は、同条に「成人が死亡した場合。裁判所により、持続的代理権委任状を終結した場合。持続的代理権委任状が無効にされる場合」となっており、基本的には成人の死亡をもってその代理行為が終結することとなっている。このことは、わが国の成年後見制度と制度設計が似通っており、被後見人の死亡によって終結とされている取り扱いと類似している。わが国では、被後見人の死亡の際に死後事務の取り扱いなども実務的には実行されている。これは、葬儀や永代

供養、賃貸借契約の解除など実務としては、被後見人の死亡と同時にその効力が反射的に喪失するという理解ではなく、十分な事後処理をも視野に入れて活動している。

次に、代理人が入手できる情報について触れていく。法律第 32 条に「代理人は自身の代理行為について、成人の求めに応じて情報や記録を開示することができる。」としており、具体的には「成人の行為能力」「代理人に与えられた権限の範囲」とされている。つまり、中長期で代理人が代理行為を継続していく間に、成人の認知機能など事理弁識能力が低下する可能性も予想される。その際、精神科医などそれらの専門家の診断内容を開示していただくことも尊重されるし、その他の病気などの情報なども必要に応じて開示請求することができる。また、権利としてという法的な表現ではなく、一般的な理解として尊重されるべき情報開示について触れられていると解釈できよう。また「(3) ヘルスケアプロバイダー及び成人の行為制限をアセスメントするものは、本法及び持続的代理権委任状に基づき、職務を遂行するための必要なすべての情報を受ける権利を有する」とされている。実務的には、当然のことと思われるが、どのようなヘルスケアサービスが必要なのか、その根拠となるアセスメントの重要性をここでは指摘している。その意味で、ケアマネージャーによるアセスメントなど重要な判断の根拠とした情報の開示請求には応じなければならないし、そのことが、代理人の代理行為の判断のよりどころとなっている。

また法律第 34 条では、公的後見人および受託者への報告に関する内容が盛り込まれている。特に、高齢者虐待に関する事象について「(1)「虐待」および「ネグレクト」とは、成年後見法と同じ意味を指す。」とあり、「(2) 代理人が信頼する公的後見人や受託者に報告できる。」とされている。「(a) 成人が、持続的代理権委任状を制限能力者に作成させたり、変更または無効にする時期があった場合」「(b) 詐欺・不当な圧力、虐待やネグレクトは、代理権委任状を作成させたり、改変や取り消しなどを誘導するために行使された場合」「(c) 代理人の場合 (i) 代理人が虐待やネグレクトをした場合 (ii) 代理人として活動することができない場合 (iii) それ以外に、代理義務を果たせないか、遵守することができない場合」とされている。中長期にわたる支援の中で、不適切な関係が構築されないよう、どのような行為が高齢者虐待に該当するのか注意喚起を行っている。

また、同条「(3) 誰かが通報した場合、公的後見人と受託者は速やかにその事実を審査しなければならず、以下の 1 つ以上の調査を行ってもよい。」とされ、通報されることによる調査の在り方について明記されている。そして、「(a) 通報の妥当性を判断するために調査を実施し、公的後見人と管理委員は結果を通報者に提供することができる」とし、以下の手続きをすることとなっている。

「(b) 第 36 条に記載された命令を裁判所に申請する。(c) 第 36 条の定める命令により、裁判所に申請できることを助言する。(d) 成人後見法第 46 条に基づく報告書を作成する。(e) 患者財産法に基づく対応をするか、成年後見法に基づく措置を講じて法定後見人になる。」

とされ、虐待行為の事実関係の調査を実施する規定も盛り込まれている。

ここでは、公的後見人というわが国では制度化されていない、公的人材を明記している。このような後見人が存在していることがわが国と異なる点である。

このように、BC州での代理権委員法は行為能力を有していることを前提として、その多くの部分を第三者にその権限を委譲することによって、中長期わたる財産の管理および身上監護などの側面をカバーしてもらうための制度として発足している。しかし、前提としての考え方として、かなりボランティア的要素を含み、親族(夫・妻・子どもなど)による代理権を行使していただくための法制である。これらの内容を委任状という契約書で取り交わし、署名することによってその効力が発生する。このような、制度の利用者がどの程度存在し、その利用者数の増減に関してはさらなる調査が必要であるが、法律的制度としてはわが国には存在しない。

おわりに

本稿では、家族信託を中心とした国内の状況について、その法律的特徴などを述べてきた。成年後見制度では、事理弁識能力に限界が来た段階で家庭裁判所に申し立て後見人を選定していただく手続きをとるのに対して、家族信託は、信頼する家族などの第三者にあらかじめ信託契約を結ぶという方法をとる。いずれも高齢社会に突入し必要不可欠な制度として運用が開始されているが、経済的な側面から安心して託せることや、身上監護などもある程度視野に入れながら対応していただくなど、弾力的な運用が期待される。また、信託に関しては一般的に浸透しているとは言えない状況であり、その普及や関係機関特に法理専門家と地域金融機関などとの協力関係を構築していくことが望まれる。

また、後半はカナダBC州の代理権委任法について触れてきた。その名の通り代理権限を第三者に委譲するというものであり、契約能力を有する段階からその委任契約を実施するという位置づけになっている。これは、わが国での任意後見契約および家族信託、成年後見制度の特徴を併せ持った内容でないかと考えられる。一つの側面では、信頼できる第三者への委任行為が成立していることが前提である。ただし、その取扱いに不適切な点がないかどうかをチェックする機能がほとんどないことが、高齢者にとってのリスクをはらんでしまう可能性は否定できない。このことは、家族信託でも同様のことが考えられ、信託契約を締結した後はその信託財産を取り扱う側の裁量に広く委ねられているが、その間のチェック機能は働かない。

成年後見制度は、家庭裁判所が関与することによって、その不正利用がなされていないかどうかといった第三者の視点が入ることになるが、残された家族の生活の維持などを目的とした柔軟な運用ができないなど、いずれも課題を残しているといえる。

高齢者や障害者にとって信頼できる第三者を確保することがもっばらの課題であるが、どのような制度を活用するにおいても中長期の関りが続き、その間の財産管理および身上監護を進

めていかなければならないことを鑑みると、家族信託は家族を強く意識しているし、成年後見制度は家族以外の第三者が中長期的にその管理を委ねられることとなる。しかし、高齢者の場合現実的な寿命の問題があり、年齢とともにその関係が終結することも考えられるが、知的障害者の場合は、後見制度でも家族信託でも、あるいは BC 州の代理権委任法であっても長期にわたる関りとなる可能性がある。その長期間を自分の兄弟などが担うことになった場合その兄弟には重い負担を背負うこととなり、良好な関係性が保持できるかどうかといった点が残されている。

これらの問題から、何らなかの団体が継続的にその方の代理権を委譲されながら、接することができるサービスがあれば望ましいと考えられる。本稿でも、地域金融機関が関与することを通じて、その組織的な関りが継続されることが一定期待できるとも考えられる。

上記、制度の隙間を埋め合わせるような社会システムを構築していくことが今後ものぞまれていると考える。

注

- (1) このことを「後継ぎ遺贈型の信託」や「受益者連続型信託」と呼ばれている。
- (2) 渋谷陽一郎「地域金融機関と民事信託の接点」金融法務事情, No.2083.2018.P52
- (3) 渋谷陽一郎「同上」p.53
- (4) 遠藤「同上」P.9
- (5) 遠藤「同上」P.11
- (6) 遠藤「同上」P.11
- (7) ここでは、わかりやすい例を挙げるならば、受益者から受託者に賃貸物件を信託され、その家賃収入から受益者への生活基盤を提供する場合などを想起している。
- (8) 渋谷陽一郎「民事信託のコンサルティング (1)」金融法務事情, No.2107, 2019, P59
- (9) 金融庁 HP
- (10) 金融庁 HP より引用
- (11) 次の HP により詳しく紹介されている。<https://www.shinkin-support.jp/index.html>
- (12) 一般社団法人しんきん成年後見サポート沼津, HP:<https://skn-kouken.jp/>
- (13) 坂本勉「高齢期におけるリスク管理とその対応策」ブックウェイ, 2020, P.98 または, https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/96370_01 に原文の法令が閲覧できる。

(さかもと つとむ 社会福祉学科)

2022 年 11 月 9 日受理